

# リーグ戦施行細則

1934年5月制定 2000年4月改正  
1947年2月改正 2006年4月改正  
1955年3月改正 2010年2月改正  
1964年2月改正 2013年4月改正  
1969年2月改正 2019年9月改正  
1972年4月改正 2023年4月改正  
1991年4月改正 2024年6月改正

( 総 則 )

第 1 条 本連盟加盟チーム会員によるリーグ戦は本細則により施行する。

第 2 条 競技は、日本卓球協会制定現行〔日本卓球ルール〕を準用して行う。

第 3 条 ボールは、日本卓球協会公認球を使用する。

( チーム構成の制限ならびに編成基準 )

第 4 条 リーグ戦に同一団体、同一クラブが2組以上登録する時は、技量順に上位よりA組、B組、C組等として編成しなければならない。

第 5 条 1. 1チームの選手定数、および編成ならびにその勝敗を以下の通り定める。

種別	出場選手定数	編成	勝敗
①男子	4名以上	5点編成(1番複・他は単)	3点先取で勝
②女子	4名以上	5点編成(1番複・他は単)	3点先取で勝

2. 出場選手が定数に満たないチームは棄権扱いとする。ただし対戦チームの了解がある場合、オープン試合をすることができる。

3. (1) 単には同一選手が重複して出場することはできない。

(2) 複に出場する選手が2, 3番の単に出場する場合は1名とする。

( リーグ戦出場選手の資格制限 )

第 6 条 リーグ戦に出場できる選手の資格を以下の通り定める。

1. 前期リーグ戦については、前期加盟手続により登録された選手および追加登録選手で、その指定期日までに登録済の選手であること。

2. 後期リーグ戦については、前期登録済選手および以後の期間途中で新規に加盟したチームの選手ならびに後期登録の指定期日までに登録済の選手であること。

3. 男子チームに女子選手は2名以内で出場できるが、女子チームに男子選手は出場できない。

第 7 条 部長、監督、コーチが競技に出場する場合は、あらかじめ選手として登録されていなければならない。

第 8 条 A組登録選手はB組に出場できない。B組登録選手はA組選手が不足した場合に限り、A組に出場できる。以下、順次第4条の技量順の主旨により、チーム間の選手移動ができるものとする。ただし2名以内とし、該当期間中リーグ戦には1回のみ出場できる。前期に上位チームに不足が生じ移動した選手は、後期は自動的に登録チームに戻るものとする。しかし、後期も上位チームに不足が生じた場合は、下位チームから再度チーム間の選手移動ができるものとする。

第 9 条 1. 第6条より8条までに規定する以外の選手が出場した場合、該当選手以外の選手が4名以上いる場合は、該当選手を負けとし、他は有効として試合を進める。ただし、該当選手以外の選手が3名の場合は、施行細則第5条2項により、定数に満たないため棄権扱いとする。

2. 出場資格のある選手の名を偽り出場した場合、該当チームの戦績は失格として記録し、最下部に降部され、次回のリーグ戦には出場できない。

3. 登録完了後の脱退で選手が3名以下になった場合には、リーグ戦には出場できない。但し、チーム不成立を回避するために、脱退と同時に下位チームから1名の移籍を届け出ることにより出場することができる。(この移籍は、選手が不足した場合の技量順に則ったチーム間の選手移動とは異なる)

(リーグ戦の構成)

- 第10条 1. 加盟チーム会員の所属部は、リーグ戦委員会において戦績により決定し発表する。  
2. 男女各部のブロックおよびブロック内のチーム数については参加チーム数により定める。
- 第11条 新規加盟チームは最下部に所属する。
- 第12条 前期に1組登録して、今期A、Bなど2組以上登録の場合は、A組のみを元の所属に据え置き、B組以下は最下部に所属する。
- 第13条 前々期および、それ以前に2組以上登録し(例えばA組は1部、B組は2部など)前期には1組登録して今期再びA、Bなど2組以上を登録したときも、B組以下については前条に準ずる。
- 第14条 前期にA、B組2組以上登録し、今期は1組登録する場合は、A組に所属するものとする。
- 第15条 各ブロックのリーグ戦において優勝したチームは次期には昇部する。
- 第16条 1. リーグ戦に参加申込をしないチームは次期に降部する。  
2. リーグ戦当日に棄権したチーム、または定数不足により棄権とされたチームも前項に準ずる。  
3. 戦績4位以下のチームは原則として降部するものとする。ただし各部の編成上、降部させられない場合は、試合結果(勝率)等を精査し、リーグ戦委員会において決定する。
- 第17条 部数の増減、退会、棄権などの理由により、第15条・第16条の規定にかかわらず、成績順に昇部させ、また降部させない場合もある。

(リーグ戦の施行)

- 第18条 1. リーグ戦は前・後期、年二回施行する。  
2. リーグ戦の出場選手は当該年度の日本卓球協会交付のゼッケンを使用のこと。  
3. リーグ戦は、日時、会場を定め開催を通知する。  
4. 締切日までに申込みのあったチームについて、所属別にブロックの編成およびブロック別チームの組合せを行い、参加申込みチームに通知する。  
5. 前項の編成表において、各部各ブロック毎に当番チームを指名する。当番チームは、当該ブロックにおけるリーグ戦の運営を行う。
- 第19条 1. 予め定めた試合開始時間までに来場しないとき、また出場選手が定数に満たないときは、そのチームを棄権とみなす。  
2. オーダーは試合前に交換し、オーダーミスが判明した場合は、日本卓球ルールブック「付録3」団体戦のガイドラインを適用する。

(その他)

- 第20条 1. リーグ戦の参加費は、当日不参加または遅刻および定数不足により棄権となったチームについても、既納の参加料は返還しない。  
2. リーグ戦各ブロックの優勝チームに賞状を授与する。  
3. リーグ前期および後期に於ける1部各ブロック1位チームは当該年度の王座を決定するため、別に定めるリーグ戦を行う。  
4. リーグ戦各部の試合成績表および報告書の作成について。  
(1) 試合成績はポイント数まで記入すること。  
(2) 報告書には全試合の得失点まで記入する。

